定　款

名古屋電機工業株式会社

第１章　　総　則

（商　号）
第 １ 条 当会社は、名古屋電機工業株式会社と称し、英文では、NAGOYA ELECTRIC WORKS CO.,LTD.と表示する。

（目　的）
第 ２ 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 工業用電気機器および交通管制保安装置、ならびに電子応用装置の製造販売・リースおよびレンタル
(2) 建設業の施工、設計および監督業務
(3) 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機　関）
第 ４ 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）
第 ５ 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条 当会社の発行可能株式総数は、１４，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第 ７ 条 当会社は、会社法第１６５条第２項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 ８ 条 当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 ９ 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第１０条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。
ただし、買増請求があるときに、当会社が売り渡す数の自己株式を有していない場合は、この限りでない。

（基準日）
第１１条　当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）
第１２条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１３条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）
第１４条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１５条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）
第１６条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第１７条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第１８条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録）
第１９条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）
第２０条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。

（買収防衛策）
第２１条 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項（当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。）について決定することができる。当会社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。

第４章　　取締役および取締役会

（員　数）
第２２条 当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）
第２３条 取締役は、株主総会において選任する。
２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）
第２４条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２５条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２ 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２６条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２７条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第２８条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２ 当会社は、会社法第３７０条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第２９条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。
２ 前条第２項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

（取締役会規程）
第３０条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬および退職慰労金等）
第３１条 取締役の報酬、退職慰労金および賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任の免除）
第３２条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２ 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章 監査役および監査役会

（員 数）
第３３条 当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）
第３４条 監査役は、株主総会において選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）
第３５条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第３６条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第３７条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２ 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）
第３８条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第３９条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

（監査役会規程）
第４０条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第４１条 監査役の報酬、退職慰労金およびその他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任の免除）
第４２条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第 423 条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　　会計監査人

（選任方法）
第４３条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第４４条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）
第４５条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　　計　算

（事業年度）
第４６条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第４７条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第４８条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
２ 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
３ 前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４９条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成　８年　９月２７日　　改定
平成　８年１０月１４日　　改定
平成　９年　６月２３日　　改定
平成１０年　６月２３日　　改定
平成１２年　４月　３日　　改定
平成１４年　６月２７日　　改定
平成１５年　６月２７日　　改定
平成１６年　６月２９日　　改定
平成１８年　６月２９日　　改定
平成１９年　６月２８日　　改定
平成２１年　６月２６日　　改定
平成２６年　６月２７日　　改定
平成２７年　６月２６日　　改定
平成３０年　６月２７日　　改定
２０２１年　６月２３日　　改定